

令和5年度 ポストコロナ・チャレンジ支援事業助成金 ビジネスプラン募集要項

【1】目的

ポストコロナ社会において、革新的な発想や技術に基づき社会課題解決に取り組む、スタートアップをはじめとする中小企業等の起業または新ビジネス創出の支援を目的とする。

【2】実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）

【3】助成対象事業

起業又は既存事業とは異なる革新的な発想や技術に基づく事業により、社会課題の解決に資する事業。

[事例]

- ①国内と海外の学校をオンラインで繋ぎ、社会課題を議論する授業を通じて、学生交流を支援
- ②従来の食肉と同様の満足感を得られる植物性由来の新食材を開発
- ③世界のルールと技術のトレンドを掴み、SDGsの課題解決に資する情報基盤を提供
- ④紫外線照射によるウィルス不活性化技術を利用し、商業施設等へウィルス対策を提供 等

※既存事業の維持管理に係る経費（ランニングコスト）は助成対象外です。

<注意>

- ・ 公序良俗に反する事業や、公金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風営法により規制の対象となるもの等）は対象外です。
- ・ その他の助成対象外となる業種については、別記をご参照ください。

別記 助成対象外とする業種（平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。）

- (1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
- (2) 漁業（大分類Bに含まれるもの）
- (3) 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
- (4) 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
- (5) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの
 - ② 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291のうち左記のもの）
 - ③ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999のうち左記のもの）
 - ④ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803）

- ⑤ 芸妓業、芸妓幹旋業（細分類 8094）
- ⑥ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類 8096 のうち左記のもの）
- ⑦ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）（細分類 9299 のうち左記のもの）
- ⑧ 政治・経済・文化団体（中分類 93）
- ⑨ 宗教（中分類 94）（※事業内容が宗教と密接に関連性があるとみなされる場合も同様）

※助成対象外とする業種でなくとも、フランチャイズチェーンや販売代理店として起業・第二創業又は事業所移転を行う場合は助成対象外となります。

【4】募集対象者

次の（１）・（２）をともに満たす、スタートアップをはじめとする中小企業等の代表者。

- （１）令和６年１月末日までに起業または新ビジネス創出を行う方。
 - （２）助成金の交付決定日までに県内に事業所（拠点）を有する方。ただし起業する場合は、令和６年１月末日までに県内に事業所（拠点）を有する者。
- ※「新ビジネス創出」とは、既存事業と異なる革新的な発想や技術に基づく事業により社会課題の解決を行う取り組みです。
- ※「事業所（拠点）」とは、本支店、営業所、コワーキング施設等の利用など継続的な活動実態が認められるものを指し、登記まで求めるものではありません。

<注意>

- ・ ボランティア活動、財団法人、社団法人、組合（事業協同組合等）は対象外です。
- ・ 既存事業部門の分社化による新会社設立は対象外です。
- ・ 兵庫県及びセンター等が実施する次の補助・助成事業により、過去に下記補助金等を受けた方も応募可能です。なお、同一年度に本助成金と起業家助成金を同時に受けることはできません。

起業家支援事業（社会的事業枠（一般枠・東京 23 区枠）、就職氷河期世代枠、一般事業枠（一般枠・ふるさと枠）、ポストコロナ枠（一般枠・再チャレンジ枠）、女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、若手起業家支援事業、ポストコロナ起業家支援事業、ミドル起業家支援事業（社会的事業枠、就職氷河期世代枠を含む）、ふるさと起業・移転促進事業（一般枠、東京 23 区枠を含む）（ふるさと起業支援事業）、クリエイティブ起業創出事業、ポストコロナ・スタートアップ支援事業、ポストコロナ・チャレンジ支援事業、ひょうご IT 事業所開設支援事業、多自然地域 IT 関連事業所振興支援事業、IT 戦略推進事業（兵庫高度 IT 起業家等集積支援事業）、コワーキングスペース開設支援事業、コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業

- ・ 兵庫県が実施する「空き家活用支援事業（事業所型）」の補助金を過去に受けた方、又は今年度に受ける方については、空き家活用に要する経費（下記【5】参照）は助成対象外となります。（起業・新ビジネス創出に要する経費は助成対象です。）
- ・ 上記以外に、申請しようとする事業計画に対し、国、地方自治体等から補助金等が交付されている場合は、原則としてその助成対象経費を控除してください。
- ・ 申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合は、応募することができません。もし、反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消します。

- ・ 国税又は地方税の滞納がある場合は、応募できません。（ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものは除く。）
- ・ 活動拠点の変更等により上記の要件を満たさなくなった場合は、交付決定の取り消し、または助成金の返還を求めることがあります。
- ・ 申請は戸籍上の氏名でしか申請できません。（旧姓、ビジネスネーム等の使用不可。）

【5】助成対象経費

助成対象経費は、新たな事業の立ち上げや新ビジネス創出、研究開発に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって契約、発注、納品、請求、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費です。

※ 令和5年4月1日から令和6年1月末日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限ります。（契約日、発注日、納品日、請求日、支払日、領収日が助成対象期間外である経費は、助成対象となりません。）

※ 下表「内容」欄に記載された費目以外の費用は助成対象とはなりません。

経費区分	内容
起業に要する経費	<p>①事業に関わる事務所、店舗、倉庫、駐車場の賃料・共益費 ※代表者の配偶者又は三親等以内の親族が所有する物件の場合を除く。代表者の自己所有又は、代表者名義で賃貸借契約をしているもの。住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。共用スペースとなる箇所があれば、対象外。敷金、礼金、購入費等は含まない。 ※起業プラザひょうごの会費や料金は対象外。</p> <p>②事務所、店舗の開設に伴う外装改修工事・内装改修工事・設備工事費 ※代表者の配偶者又は三親等以内の親族が所有する物件の場合を除く。代表者の自己所有又は、代表者名義で賃貸借契約をしているもの ※住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。共用スペースとなる箇所があれば対象外。 ※契約（着工）から完了までが、助成対象期間内のものに限る。 ※コンテナハウス、ログハウスキットの購入費は対象外。 ※建物の購入、新築、増築工事は対象外。</p>
	<p>事業の実施に不可欠な備品（耐用年数1年以上、税抜単価1万円以上のもの）の購入・リース料 ※自動車、原動機付自転車等車両の購入、レンタル、リースは対象外。 ※車両に設置・付随する備品の購入費は含まない。 （例：キッチンカー、介護タクシー等） ※消耗品（書籍、衣類、皿など）は含まない。 ※電化製品・パソコン等の保証料は対象外。 ※自宅兼事務所の場合、事業のみで使用するもの。</p>
	<p>①事業プラン策定・事務指導等に対する専門家の経費（謝金、旅費） ※代表者本人の交通費は対象外。 ②事業の立ち上げに必要な外注費 ※自己研鑽に当たるセミナー受講費等は含まない。</p>

	事業費	<p>①広告宣伝費（ホームページ作成、パンフレット・チラシ製作、広告展示会出展等）</p> <p>②事業活動に必要な通信費（通信料のみ）、運搬費、光熱水費 ※研究開発以外の人件費や団体等会費・登録費等は含まない。 ※切手等の郵券は対象外。</p>
新ビジネス創出に要する費用	県内の事務所移転費新設費	<p>①事務所、店舗、倉庫の移転費</p> <p>②新設する事務所、店舗、倉庫の賃料・共益費 ※移転・新設とも、代表者の配偶者又は三親等以内の親族が所有する物件の場合を除く。住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。敷金、礼金、購入費等は含まない。起業プラザひょうごの会費や料金は対象外。</p> <p>③事務所、店舗、倉庫の新設に伴う外装改修工事・内装改修工事・設備工事費 ※代表者の配偶者又は三親等以内の親族が所有する物件の場合を除く。 ※住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。 ※契約（着工）から完了までが、助成対象期間内のものに限る。 ※新築工事は含まない。</p>
	備品費	<p>新ビジネス創出に不可欠な備品（耐用年数1年以上、税抜単価1万円以上のもの）の購入・リース料 ※自動車、原動機付自転車等車両の購入、レンタル、リースは対象外。 ※車両及び車両に設置・付随する備品の購入費は含まない。 （例：キッチンカー、介護タクシー等） ※消耗品（書籍、衣類、皿など）は含まない。 ※電化製品・パソコン等の保証料は対象外。 ※自宅兼事務所の場合、事業のみで使用するもの。</p>
	専門家経費	<p>①新ビジネスのプラン策定・事務指導等に対する専門家の経費（謝金、旅費） ※代表者本人の交通費は対象外。</p> <p>②新ビジネス創出に必要な外注費 ※自己研鑽に当たるセミナー受講費等は含まない。</p>
	事業費	<p>①新ビジネス創出に不可欠な広告宣伝費（ホームページのリニューアル、パンフレット・チラシ製作、広告、展示会出展等）</p> <p>②事業活動に必要な通信費（通信料のみ）、運搬費、光熱水費 ※研究開発以外の人件費や団体等会費・登録費等は含まない。</p>
研究開発に要する経費	人件費	<p>事業の実施に不可欠な研究開発に従事する人材に係る人件費（給与、賃金等） ※法人の場合、代表者及び役員の人件費は含まない。個人の場合、本人及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の家族の人件費は含まない。</p>
	研究開発費	<p>調査・分析・設計・試作・開発に係る経費（外注費、委託費、原材料費等） ※販売用商品の製造に係る費用は含まない。</p>

空き家活用 に要する 経費	空き家 改修費	<p>事業に使用する空き家の機能回復及び設備改善に係る工事費(トイレの水洗化、雨漏り補修等)</p> <p>※住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。共用スペースとなる箇所は対象外</p> <p>《空き家要件》</p> <p>登記物件で種類が「居宅」「共同住宅」等であり、事業用(店舗、事務所等でないこと。現に居住その他の使用がなされていない住宅等(共同住宅の空き住戸も含む)で、当該住宅の取得(賃貸借・売買契約)の時点において、①から③のいずれにも該当するもの。</p> <p>ただし、国又は市町が提供する居住その他の使用がなされていない住宅に関する物件情報(空き家バンク)に登録している住宅については、②及び③に該当するもの。</p> <p>※物件の取得又は賃貸借契約は代表者本人の名義のみ。</p> <p>※代表者の配偶者又は三親等以内の親族が所有する物件は、対象外。</p> <p>① 現に居住その他の使用がなされていない期間が6か月以上であるもの</p> <p>② 築20年以上経過したもの</p> <p>③ 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること</p> <p>※上記期間は、当該住宅の取得(賃貸借・売買契約)時点での経過期間</p>
---------------------	------------	--

【重要】助成対象経費は全て申請者に係るものであり、支払も全て申請者が行ったものに限ります。

- 1 見積書・発注書、請求書、領収書等が必要であり、宛名も全て必要です。
- 2 代表者の配偶者又は三親等以内の親族及び関連会社との取引による経費は対象外です。
- 3 法人成りをした後は、法人口座からの支出であることが必要です。(申請者の個人口座から立替払いをしている場合は、事業完了までに法人口座から個人口座へ振り替えること。)
- 4 電子マネー決済・バーコード決済(ペイペイ等)は領収書が出せるものに限ります。

(助成対象経費にかかる留意事項)

- ・ 助成対象経費には消費税及び地方消費税、源泉所得税を含みません。
- ・ 前表記載の経費に該当する場合でも、審査等により対象外や減額することがあります。
- ・ 空き家活用に要する経費については、前表の《空き家要件》に該当することが資料や現地調査により確認できない場合は、助成対象外となることがあります。
- ・ 空き家の活用に当たっては、都市計画法、建築基準法、旅館業法、農地法等の許可等が必要な場合があります。特に市街化調整区域内において空き家を活用する場合は、都市計画法の許可手続等が必要となりますので、必ず事前に市役所又は町役場の開発許可部局にご相談ください。

【6】 助成対象期間

助成の対象となる事業(以下「助成事業」という。)の助成対象期間は令和5年4月1日～令和6年1月末日(10ヵ月)とし、その期間に支払った経費を助成します。

※口座振替等の場合も、その期間までに振り替えられたものに限ります。

【7】 助成率

助成対象経費の2分の1以内 ※ただし、【8】の上限あり

【8】 助成限度額

- (1) 起業または新ビジネス創出に要する経費
研究開発に要する経費 200万円以内
- (2) 空き家活用に要する経費 100万円以内

【9】 応募方法

- (1) 受付期間
令和5年4月17日(月)から6月15日(木) 最終日16時必着
- (2) 申請に必要な書類 (申請様式はセンターのホームページからダウンロードできます)
 - ① 提出書類チェックリスト
 - ② 「ポストコロナ・チャレンジ支援事業」助成金申請書(様式1)
 - ③ 事業計画書(様式2)
 - ④ 助成金の使途(様式3)
 - ⑤ 直近の決算書(損益計算書)又は確定申告書の写し(事業拡大の方のみ)
 - ⑥ 許認可を伴う業種であれば許可証の写し
 - ⑦ その他(事業計画の内容の分かる資料、経費の積算根拠の分かる資料等必要書類、など)
- (3) [助成金申請時必要となる書類] (※提出時に改めてご連絡します)
 - <法人の場合>
 - ⑧ 代表者の住民票 ※発行日が申請日から3か月以内のもの
 - ⑨ 履歴事項全部証明書(いわゆる商業登記簿謄本) ※同上
 - ⑩ 代表者及び法人の「納税証明書(3)」(県税の滞納がないことの証明書) ※同上
 - <個人事業主の場合>
 - ⑪ 代表者の住民票 ※発行日が申請日から3か月以内のもの
 - ⑫ 代表者の「納税証明書(3)」(県税の滞納がないことの証明書) ※同上
 - ⑬ 税務署へ届け出た開業届出書の写し
 - <起業前の場合>
 - ⑭ 申請者の住民票 ※発行日が申請日から3か月以内のもの
 - ⑮ 申請者の「納税証明書(3)」(県税の滞納がないことの証明書) ※同上

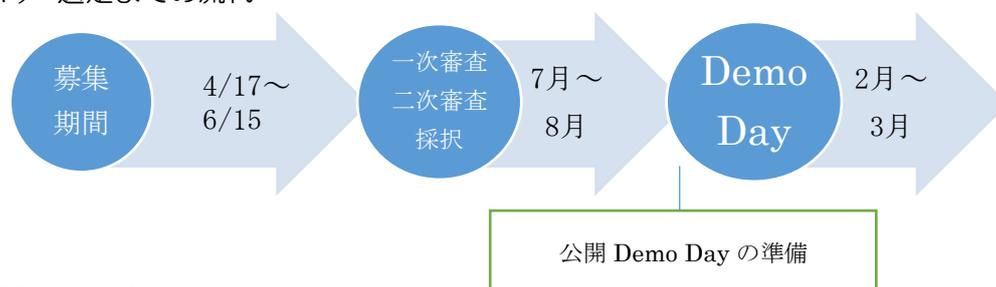
※起業前の場合は、起業後に法人の⑩⑪又は個人事業主の⑭を提出していただきます。
 - <空き家の活用に要する経費の助成を受ける場合> (法人・個人事業主・起業前共通)
 - ⑯ 建物の登記事項証明書(不動産登記簿謄本)
 - ⑰ 空き家の要件(P5)を満たすことの確認書(別途お示しする様式により、家主(賃貸の場合)又は前所有者(購入の場合)等の確認書を提出いただく予定です。)
- (4) 提出方法
申請に必要な書類をセンターへ郵送してください。封筒の表面に「ポストコロナ・チャレンジ支援事業・事業計画申請書在中」と朱書きしてください。なお、提出された書類は返却しません。
不備により受付できない場合がありますので、できるだけ提出期限より前に申請書を郵送ください。
※本助成金につきましては、応募にあたっての具体的な個別相談は承っておりません。別途、申請相談会を予定していますので、ご活用ください。

【10】 申請書の郵送先・応募に関する問合せ先

〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター2階
公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課
TEL：078-977-9072 FAX：078-977-9112
E-Mail：shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp
URL：http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/postcorona

【11】 助成事業の審査・選定

(1) 選定までの流れ



(2) 審査基準等

審査項目は以下の通りとし、一次（書面）二次（ヒアリング）審査で選考を行い、予算の範囲内で助成事業を選定します。（必要に応じて現地確認を行うことがあります。）

審査項目	
1	ポストコロナ社会を視野に入れた産業・社会課題の解決への貢献性
2	新規性・独創性・優位性
3	実現可能性
4	成長性・発展可能性、市場性（収益性）、マーケティング戦略
5	地域経済活性化への波及効果
6	経営者の成果創出に向けた熱意・コミットメント（ヒアリング審査時）

【12】 選定結果等の通知

書面審査後、申請者へは採択又は不採択の結果をセンターから通知します。（審査経過、選定結果の内容等についての問合せには応じられません。）

助成事業に選定された場合、助成金の交付手続は別途必要となります。

なお、万が一、申請書類の内容に虚偽記載が判明した場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

【13】 採択後のスケジュール等

I. 助成金の申請等に関して

(1) 助成金の申請

事業計画が助成事業に採択された申請者（以下「助成事業者」という。）は、センターのポストコロナ・チャレンジ支援事業助成金交付要綱に基づき、助成金交付申請書等を提出していただきます。（別途、様式を配布します。）

(2) 助成金の交付決定

提出された助成金交付申請書等の内容を精査の上、交付決定通知書により助成金の交付予定額等を通知します。交付決定通知書により通知する助成金交付決定額は、助成限度額を示すものであり助成金支払い額を約束するものではありません。

(3) 計画変更申請及び実績報告

① 交付決定を受けた後、内容を変更しようとする場合又は事業を中止しようとする場合は、事前に所定の様式で報告し、承認を得なければなりません。

なお、当初計画と同一性が認められないほど大幅に計画変更を行った場合は、交付決定を取り消すことがあります。

② 交付決定者は速やかに事業に着手し、助成事業が完了したときは、完了日から30日以内又は2月9日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書等関係書類を提出していただきます。この期限までに提出されない場合、助成金の支払いができませんのでご注意ください。ただし、助成事業実績報告等の内容に虚偽記載が判明した場合や、実績内容等を確認する全ての資料が揃っていない場合は、交付決定の取り消しにより助成金の支払いを行わないことがあります。

(4) 助成金の支払

実績確認により、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して助成金の精算払いを行います。

(5) 関係書類等の整備・保存

助成事業者は、助成事業完了後も、助成金交付年度以降の5年間を限度として、関係書類を必ず保存してください。

(6) 事業成果等の報告

助成事業者は、助成事業完了後も助成金の交付の目的を達成するため、その事業化及び収益の拡大に努め、助成金交付年度以降の5年間を限度として、センターからの依頼に応じて本事業の状況（売上高、雇用者数等）を報告していただきます。

また、センターは、助成事業者と協議の上、報告された事業成果を公表することがあります。

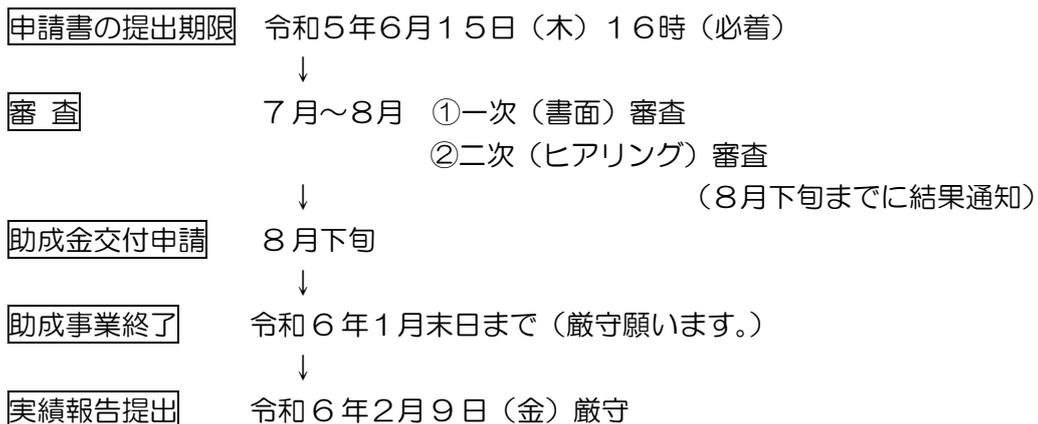
II. 助成事業採択後の支援

(1) 公開 Demo Day（令和6年2～3月開催予定）

助成事業による取組内容や事業成果を公開の場で発表していただきます。

詳細は、助成事業者の方へ後日お伝えします。

【14】助成金交付までの流れ(予定)



(または、助成事業終了から30日以内でいずれか早い方)

↓ 期限までに報告書が提出されない場合や全ての資料が揃っ
↓ ていない場合は、助成金をお支払いすることができません。

助成金額確定

(実績報告確認次第)

↓

助成金の交付

(請求書受理後交付)

この助成金は、国の会計検査院の検査対象となっていることから、虚偽報告等が判明した場合、精算払い後に全額返還命令となることがあります。厳正かつ適正な申請及び実績報告を行ってください。

【15】 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- センター及び兵庫県が実施する支援事業等の情報提供のため